官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○ハイチ共和国における効果的な国境・海上犯罪対策のための法執行機関の業務環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務四一〇）　一
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一一）　二
○食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一二）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一五五一）　五
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一五五二）　五
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一五七）　五
○船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通九六八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九六九、九七〇）　七
○地すべり防止区域を指定する件（同九七一）　七
○道路に関する件（中部地方整備局九五、九六）　七
〔国会事項〕
法務省　九
〔人事異動〕
官庁事項　九
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
アマチュア局の保証実施者の代表者の変更について（総務省）　一〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他　二九

## その他告示

**○外務省告示第四百十号**

令和七年九月十八日にウィーンで、ハイチ共和国における効果的な国境・海上犯罪対策のための法執行機関の業務環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハイチ共和国における効果的な国境・海上犯罪対策のための法執行機関の業務環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千百万円

3　署名者

日本側　海部篤在ウィーン国際機関日本政府代表部大使

国際連合側　ガーダ・ワーリー国際連合薬物犯罪事務所事務局長

令和七年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

**○外務省告示第四百十一号**

令和七年九月二十九日に東京で、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、スリランカ民主社会主義共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、五億円（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）

の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3　(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、４に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、３(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、１に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5　(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び２(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が、贈与及びその利子を利用することなく被供与国政府の指定する当局によって負担されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び２(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年九月二十九日に東京で

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　磯俣秋男

スリランカ民主社会主義共和国
外務・海外雇用・観光大臣
ウィジタ・ヘーラット閣下
（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、スリランカ民主社会主義共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年九月二十九日に東京で

スリランカ民主社会主義共和国
外務・海外雇用・観光大臣
ウィジタ・ヘーラット

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　磯俣秋男閣下

## ○外務省告示第四百十二号

令和七年十月一日にキンシャサで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

令和七年十月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　小川秀俊在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　テレーズ・カイクワンバ・ヴァグナー国務大臣兼外務・国際協力・仏語圏・コンゴ人ディアスポラ大臣

**○農林水産省告示第千五百五十一号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 |
|---|---|---|---|
| Ajuga L. | Corcan | Christopher M. Hansen<br>1507 Shenandoah Drive, Zeeland, Michigan 49464-8358, USA | 第37629号<br>令和６年９月27日 |
| 〃 | Fanfin | 〃 | 第37630号<br>令和６年９月27日 |
| 〃 | Fiefal | 〃 | 第37631号<br>令和６年９月27日 |
| 〃 | Nobnig | 〃 | 第37632号<br>令和６年９月27日 |
| 〃 | Parpar | 〃 | 第37633号<br>令和６年９月27日 |
| 〃 | Petpar | 〃 | 第37634号<br>令和６年９月27日 |
| 〃 | Trotou | 〃 | 第37635号<br>令和６年９月27日 |
| Chrysanthemum L. | CIFZ0130 | Syngenta Crop Protection AG<br>Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland | 第38080号<br>令和７年６月11日 |
| Clematis L. | 陽炎（ようえん） | 早川廣<br>愛知県安城市和泉町中本郷65 | 第38049号<br>令和７年５月26日 |
| Dactylis glomerata L. | キタハレ | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１<br>ホクレン農業協同組合連合会<br>北海道札幌市中央区北四条西１丁目３番地 | 第38082号<br>令和７年６月12日 |
| 〃 | イコロ | 〃 | 第38083号<br>令和７年６月12日 |
| Epipremnum pinnatum (L.) Engl. | AWドリーム | 鷲尾昭夫<br>愛知県愛西市三和町北条34 | 第38085号<br>令和７年６月17日 |
| Fragaria L. | 渚（なぎさ）のルージュ | 齊藤昭洋<br>千葉県山武郡九十九里町作田5323―１ | 第38037号<br>令和７年５月19日 |
| 〃 | TST218 | タキイ種苗株式会社<br>京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地 | 第38088号<br>令和７年６月19日 |
| 〃 | YUEJI | 株式会社サカタのタネ<br>神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号<br>植木正明<br>栃木県鹿沼市貝島町652―192 | 第38092号<br>令和７年６月23日 |
| Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray | KM-7 | 株式会社かつらぎ産業<br>和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１ | 第38116号<br>令和７年７月24日 |
| Hydrangea L. | HSOPR015 | Plant Select N.V.<br>Sint-Lenaartsesteenweg 93, 2310 Rijkevorsel, Belgium | 第38004号<br>令和７年４月30日 |
| 〃 | Hokoanvar | Kolster Holding B.V.<br>Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands<br>Horteve Breeding B.V.<br>Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands | 第38109号<br>令和７年７月14日 |
| Limonium Mill. | FKW14-33 | 福花園種苗株式会社<br>愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号 | 第38100号<br>令和７年７月３日 |
| 〃 | FK20-1 | 〃 | 第38101号<br>令和７年７月３日 |
| 〃 | FKL20-65 | 〃 | 第38102号<br>令和７年７月３日 |
| Oryza sativa L. | いのちの参（さん） | 株式会社龍の瞳<br>岐阜県下呂市萩原町大ヶ洞1068 | 第38081号<br>令和７年６月12日 |
| Phlox L. | はまっくす1号（ごう） | 横浜植木株式会社<br>神奈川県横浜市南区唐沢15番地 | 第38108号<br>令和７年７月14日 |
| Photinia Lindl. | Little Fenna | Fa. J.C. Niesing<br>Voshol 19, 2771NK Boskoop, The Netherlands | 第38117号<br>令和７年７月25日 |

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 | 指定国 | 輸出する行為を制限する旨 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ajuga L. | Corcan | Christopher M. Hansen<br>1507 Shenandoah Drive, Zeeland, Michigan 49464-8358, USA | 第37629号<br>令和６年９月27日 | なし | 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。 |
| 〃 | Fanfin | 〃 | 第37630号<br>令和６年９月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | Fiefal | 〃 | 第37631号<br>令和６年９月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | Nobnig | 〃 | 第37632号<br>令和６年９月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | Parpar | 〃 | 第37633号<br>令和６年９月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | Petpar | 〃 | 第37634号<br>令和６年９月27日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | Trotou | 〃 | 第37635号<br>令和６年９月27日 | 〃 | 〃 |
| Dactylis glomerata L. | キタハレ | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ | 第38082号<br>令和７年６月12日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | イコロ | ホクレン農業協同組合連合会<br>北海道札幌市中央区北四条西１丁目３番地 | 第38083号<br>令和７年６月12日 | 〃 | 〃 |
| Epipremnum pinnatum (L.) Engl. | AWドリーム | 鷲尾昭夫<br>愛知県愛西市三和町北条34 | 第38085号<br>令和７年６月17日 | 〃 | 〃 |
| Fragaria L. | 渚（なぎさ）のルージュ | 齊藤昭洋<br>千葉県山武郡九十九里町作田5323―1 | 第38037号<br>令和７年５月19日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | TST218 | タキイ種苗株式会社<br>京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地 | 第38088号<br>令和７年６月19日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | YUEJI | 株式会社サカタのタネ<br>神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号<br>植木正明<br>栃木県鹿沼市貝島町652―192 | 第38092号<br>令和７年６月23日 | 〃 | 〃 |
| Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray | KM-7 | 株式会社かつらぎ産業<br>和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１ | 第38116号<br>令和７年７月24日 | 〃 | 〃 |
| Limonium Mill. | FKW14-33 | 福花園種苗株式会社<br>愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号 | 第38100号<br>令和７年７月３日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | FK20-1 | 〃 | 第38101号<br>令和７年７月３日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | FKL20-65 | 〃 | 第38102号<br>令和７年７月３日 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Phlox L. | はまっくす1号 | 横浜植木株式会社<br>神奈川県横浜市南区唐沢15番地 | 第38108号<br>令和７年７月14日 | 〃 | 〃 |
| Photinia Lindl. | Little Fenna | Fa. J.C. Niesing<br>Voshol 19, 2771 NK Boskoop.<br>The Netherlands | 第38117号<br>令和７年７月25日 | 〃 | 〃 |

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 | 指定地域 | 生産する行為を制限する旨 |
|---|---|---|---|---|---|
| Fragaria L. | 渚（なぎさ）のルージュ | 齊藤昭洋<br>千葉県山武郡九十九里町作田5323―1 | 第38037号<br>令和７年５月19日 | 千葉県 | 指定地域以外の地域において種苗をこれを用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。 |

**○農林水産省告示第千五百五十二号**

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

| 品種登録出願の番号及び年月日 | 出願公表年月日 | 変更前の出願品種の名称 | 変更後の出願品種の名称 |
|---|---|---|---|
| 第29720号<br>平成26年11月17日 | 平成28年２月26日 | UNGLI01 | UNG LI01 |

**○経済産業省告示第百五十七号**

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第七十一条第一号及び第三号の規定に基づき公示する。

令和七年十月二十三日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関

一　一般財団法人日本塗料検査協会

イ　登録の更新年月日及び登録番号

令和七年十月三日　０１０５０１

ロ　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般財団法人日本塗料検査協会　東京都渋谷区恵比寿三丁目１２番８号　東京塗料会館２０５

ハ　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

土木及び建築、化学

ニ　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、大韓民国、台湾

ホ　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人日本塗料検査協会　東京都渋谷区恵比寿三丁目１２番８号　東京塗料会館２０５

一般財団法人日本塗料検査協会　東支部　神奈川県藤沢市宮前６３６番地の３

一般財団法人日本塗料検査協会　西支部　大阪府枚方市長尾谷町１丁目２０番３

二　一般財団法人建材試験センター

イ　登録の更新年月日及び登録番号

令和七年十月三日　０１０５０２

ロ　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般財団法人建材試験センター　東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１５号ＪＬ日本橋ビル　理事長　渡辺　宏

ハ　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

土木及び建築、一般機械、鉄鋼、非鉄金属、化学、窯業、日用品、その他

ニ　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウズベキスタン共和国、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、エストニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナダ、カンボジア王国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）、クロアチア共和国、サウジアラビア王国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、チェコ共和国、中華人民共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パラグアイ共和国、ハンガリー、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ベトナム社会主義共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー連邦共和国、メキシコ合衆国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦

ホ　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人建材試験センター　製品認証本部　東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１５号　ＪＬ日本橋ビル

一般財団法人建材試験センター　西日本支所　山口県山陽小野田市大字山川字上鎖７４６番地の２

三　一般財団法人日本建築総合試験所

イ　登録の更新年月日及び登録番号

令和七年十月三日　０１０５０３

ロ　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般財団法人日本建築総合試験所　大阪府吹田市藤白台五丁目８番１号　理事長　川瀬博

ハ　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

土木及び建築、窯業、日用品

ニ　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、インド、インドネシア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、カナダ、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、ソロモン諸島、タイ王国、台湾、大韓民国、チリ共和国、中華人民共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、ネパール連邦民主共和国、ノルウェー王国、パプアニューギニア独立国、フィリ

ピン共和国、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、メキシコ合衆国、ラオス人民民主共和国、ロシア連邦

ホ　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人日本建築総合試験所　製品認証センター　大阪府大阪市中央区内本町二丁目４番７号　大阪Ｕ２ビル

四　一般財団法人日本品質保証機構

イ　登録の更新年月日及び登録番号

令和七年十月三日　０４０５０１

ロ　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般財団法人日本品質保証機構　東京都千代田区神田須田町一丁目２５番地　理事長　石井裕晶

ハ　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品及び電磁的記録の区分

土木及び建築、一般機械、電子機器及び電気機械、自動車、鉄道、鉄鋼、非鉄金属、化学、鉱山、パルプ及び紙、窯業、日用品、医療安全用具、電磁的記録、その他

ニ　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、全世界

ホ　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人日本品質保証機構　ＪＩＳ認証事業部　東京都千代田区神田須田町一丁目２５番地

２　第四十六条の認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった認証機関

一　登録認証機関の名称　ビューローベリタスジャパン株式会社

二　変更事項

| 事項 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 事務所の名称及び所在地 | ビューローベリタスジャパン株式会社<br>システム認証事業本部<br>神奈川県横浜市中区日本大通２２番地 | ビューローベリタスジャパン株式会社<br>システム認証事業本部<br>神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号　みなとみらいグランドセントラルタワー１１階 |

**○国土交通省告示第九百六十八号**

船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の規定に基づき、船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。<br>一～二十五　（略）<br>（削る）<br>二十六・二十七　（略）<br>二十八　The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association Limited<br>二十九～三十五　（略）<br>三十六　MSIG Europe SE | 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。<br>一～二十五　（略）<br>二十六　The Standard Club UK Ltd<br>二十七・二十八　（略）<br>（新設）<br>二十九～三十五　（略）<br>三十六　MS Amlin Insurance SE |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○国土交通省告示第九百六十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

笠上川

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県津市美杉町八知の区域内の土地のうち、次の一点から五十二点までを順次結んだ線、五十二点と五十三点を令和四年国土交通省告示第五百六十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線及び一点と五十三点を令和四年国土交通省告示第五百六十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 34° 33′ 28.4937″ | 136° 16′ 08.6084″ |
| 2 | 34° 33′ 28.3950″ | 136° 16′ 08.5419″ |
| 3 | 34° 33′ 28.1313″ | 136° 16′ 08.3350″ |
| 4 | 34° 33′ 28.0679″ | 136° 16′ 08.2560″ |
| 5 | 34° 33′ 27.7734″ | 136° 16′ 07.8894″ |
| 6 | 34° 33′ 27.6445″ | 136° 16′ 07.7418″ |
| 7 | 34° 33′ 27.4847″ | 136° 16′ 07.5965″ |
| 8 | 34° 33′ 27.2689″ | 136° 16′ 07.4457″ |
| 9 | 34° 33′ 27.2414″ | 136° 16′ 07.4264″ |
| 10 | 34° 33′ 27.2061″ | 136° 16′ 07.4018″ |
| 11 | 34° 33′ 26.8478″ | 136° 16′ 07.2012″ |
| 12 | 34° 33′ 26.6182″ | 136° 16′ 07.1077″ |
| 13 | 34° 33′ 26.5474″ | 136° 16′ 07.0908″ |
| 14 | 34° 33′ 26.2706″ | 136° 16′ 07.0249″ |
| 15 | 34° 33′ 25.9725″ | 136° 16′ 06.9594″ |
| 16 | 34° 33′ 25.8880″ | 136° 16′ 06.9409″ |
| 17 | 34° 33′ 25.5755″ | 136° 16′ 06.8723″ |
| 18 | 34° 33′ 25.2325″ | 136° 16′ 06.8013″ |
| 19 | 34° 33′ 25.1981″ | 136° 16′ 06.7993″ |
| 20 | 34° 33′ 25.1302″ | 136° 16′ 06.7861″ |
| 21 | 34° 33′ 25.0338″ | 136° 16′ 06.7690″ |
| 22 | 34° 33′ 24.9875″ | 136° 16′ 06.7586″ |
| 23 | 34° 33′ 24.9596″ | 136° 16′ 06.7340″ |
| 24 | 34° 33′ 24.8038″ | 136° 16′ 06.5999″ |
| 25 | 34° 33′ 24.7541″ | 136° 16′ 06.3664″ |
| 26 | 34° 33′ 24.5675″ | 136° 16′ 05.4886″ |
| 27 | 34° 33′ 24.5623″ | 136° 16′ 05.1660″ |
| 28 | 34° 33′ 24.6846″ | 136° 16′ 05.0844″ |

| | | |
|---|---|---|
| 29 | 34°33′24.6907″ | 136°16′05.0777″ |
| 30 | 34°33′24.6938″ | 136°16′05.2664″ |
| 31 | 34°33′24.6970″ | 136°16′05.4673″ |
| 32 | 34°33′24.9153″ | 136°16′06.4937″ |
| 33 | 34°33′25.0413″ | 136°16′06.6026″ |
| 34 | 34°33′25.2504″ | 136°16′06.6458″ |
| 35 | 34°33′25.2832″ | 136°16′06.6526″ |
| 36 | 34°33′25.5980″ | 136°16′06.7178″ |
| 37 | 34°33′26.0213″ | 136°16′06.8107″ |
| 38 | 34°33′26.2948″ | 136°16′06.8707″ |
| 39 | 34°33′26.6516″ | 136°16′06.9557″ |
| 40 | 34°33′26.7141″ | 136°16′06.9812″ |
| 41 | 34°33′26.8959″ | 136°16′07.0553″ |
| 42 | 34°33′27.2617″ | 136°16′07.2600″ |
| 43 | 34°33′27.2893″ | 136°16′07.2786″ |
| 44 | 34°33′27.5564″ | 136°16′07.4654″ |
| 45 | 34°33′27.7284″ | 136°16′07.6217″ |
| 46 | 34°33′27.8646″ | 136°16′07.7778″ |
| 47 | 34°33′28.1049″ | 136°16′08.0769″ |
| 48 | 34°33′28.2143″ | 136°16′08.2130″ |
| 49 | 34°33′28.4620″ | 136°16′08.4074″ |
| 50 | 34°33′28.7359″ | 136°16′08.5918″ |
| 51 | 34°33′28.7553″ | 136°16′08.6190″ |
| 52 | 34°33′28.9066″ | 136°16′08.8310″ |
| 53 | 34°33′28.5071″ | 136°16′08.5739″ |

**○国土交通省告示第九百七十号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県真庭市神代の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 35°05′42.9533″ | 133°39′13.0909″ |
| 2 | 35°05′43.2202″ | 133°39′13.7838″ |
| 3 | 35°05′45.3006″ | 133°39′14.0636″ |
| 4 | 35°05′45.5437″ | 133°39′14.9310″ |
| 5 | 35°05′44.3178″ | 133°39′16.1756″ |
| 6 | 35°05′43.8292″ | 133°39′16.2453″ |
| 7 | 35°05′43.1652″ | 133°39′19.1720″ |
| 8 | 35°05′42.7911″ | 133°39′19.1854″ |
| 9 | 35°05′42.0795″ | 133°39′14.9327″ |
| 10 | 35°05′42.6861″ | 133°39′14.1248″ |
| 11 | 35°05′42.5125″ | 133°39′13.2458″ |

**○国土交通省告示第九百七十一号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　東京都長谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

東京都小笠原村父島

字長谷　一九番　連珠谷国有林二一林班い小班　一号

三三番　三〇番　地先無番地　二号から七号まで

二七番　二九番　地先無番地　八号

二二番　十三号及び十四号

**○中部地方整備局告示第九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十三日から二週間中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　指定する道路の部分

| 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|
| 岐阜県可児市柿田字杉坪四一九番二から岐阜県可児郡御嵩町顔戸字尻無二一五番まで | 二八・四メートル～二〇七・四五メートル | 〇・四一六キロメートル |

(四)　指定する期日　令和七年十月二十三日

**○中部地方整備局告示第九十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百七十五号 | 岐阜県可児市柿田字杉坪四一九番二から岐阜県可児郡御嵩町顔戸字尻無二一五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所 |

供用開始の期日　令和七年十月二十三日　六時

# 国会事項

## 衆議院

**常任委員長補欠選任**

十月二十一日議院において、次のとおり各常任委員長を補欠選任した。

総務委員長　佐藤　英道
法務委員長　階　猛
環境委員長　泉　健太
安全保障委員長　前原　誠司
国家基本政策委員長　小川　淳也
予算委員長　枝野　幸男
決算行政監視委員長　村岡　敏英
懲罰委員長　手塚　仁雄

**常任委員長辞任**

十月二十一日議院において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

総務委員長　竹内　譲
法務委員長　西村智奈美
環境委員長　近藤　昭一
安全保障委員長　遠藤　敬
国家基本政策委員長　泉　健太
決算行政監視委員長　鈴木　義弘
懲罰委員長　菊田真紀子

又同日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

国土交通委員長　井上　貴博

**憲法審査会会長補欠選任**

十月二十一日憲法審査会において、次のとおり会長を補欠選任した。

憲法審査会会長　武正　公一

**憲法審査会会長辞任**

十月二十一日憲法審査会において、次の会長の辞任を許可した。

憲法審査会会長　枝野　幸男

**会期議決通知及び通知書受領**

十月二十一日本院は第二百十九回国会の会期を五十八日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

又同日関口参議院議長から額賀議長宛、参議院は第二百十九回国会の会期を五十八日間と議決した旨の通知書を受領した。

**内閣総理大臣指名奏上及び通知**

十月二十一日国会は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名したことを奏上し、その旨参議院に通知した。

**内閣総理大臣指名通知及び通知書受領**

十月二十一日本院は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名し、その旨参議院に通知した。

又同日関口参議院議長から額賀議長宛、参議院は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

**内閣総理大臣任命式に列席**

十月二十一日額賀議長は、内閣総理大臣の任命式に列席した。

**通知書受領**

十月二十一日、石破内閣総理大臣から額賀議長宛、次の通知書を受領した。

内閣閣第一五二号

令和七年十月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀　福志郎殿

内閣は、本日、総辞職することに決定いたしましたから、国会法第六十四条によって、この旨、通知いたします。

**質問書提出**

十月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

就労系障害福祉サービスにおける在宅支援に関する質問主意書（日野紗里亜提出）

事件報道における被疑者の疾患等のプライバシーに関する質問主意書（早稲田ゆき提出）

東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問主意書（上村英明提出）

防衛装備移転円滑化基金に関する質問主意書（平岩征樹提出）

マンション価格抑制と投機的取引規制に関する質問主意書（平岩征樹提出）

護衛艦すずつきの意図しない中国領海侵入事案に関する質問主意書（平岩征樹提出）

推薦依頼と事前運動の関連に関する質問主意書（平岩征樹提出）

暗号資産に対する基本的な認識に関する質問主意書（平岩征樹提出）

幹部自衛官の充足に関する質問主意書（平岩征樹提出）

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する質問主意書（八幡愛提出）

防衛省防衛研究所が所蔵する戦史史料の公開及び複写促進に関する質問主意書（八幡愛提出）

盗撮犯罪の被害拡大に対応する包括的法整備に関する質問主意書（八幡愛提出）

生活保護世帯における大学進学制限に関する質問主意書（八幡愛提出）

自由民主党・日本維新の会の連立政権に関する質問主意書（中谷一馬提出）

**訂正**

十月二十一日、郵政民営化法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会衆法第五八号）の提出者「山口俊一外六名」を「山口俊一外四名」に訂正する。

## 参　議　院

**常任委員長辞任**

十月二十一日議院は、次の常任委員長の辞任を許可した。

内閣委員長　小野田紀美

総務委員長　小沢　雅仁

法務委員長　谷合　正明

外交防衛委員長　宮崎　勝

財政金融委員長　宮沢　洋一

文教科学委員長　勝部　賢志

厚生労働委員長　本田　顕子

農林水産委員長　舞立　昇治

経済産業委員長　礒﨑　哲史

国土交通委員長　小西　洋之

環境委員長　青山　繁晴

予算委員長　中西　祐介

決算委員長　片山さつき

**常任委員長当選**

十月二十一日常任委員長の選挙において、次のとおり当選した。

内閣委員長　北村　経夫

総務委員長　吉川　沙織

法務委員長　伊藤　孝江

外交防衛委員長　里見　隆治

財政金融委員長　宮本　周司

文教科学委員長　熊谷　裕人

厚生労働委員長　小川　克巳

農林水産委員長　藤木　眞也

経済産業委員長　浜口　誠

国土交通委員長　辻元　清美

環境委員長　猪口　邦子

予算委員長　藤川　政人

決算委員長　西田　昌司

**特別委員長選任**

十月二十一日次のとおり特別委員長を選任した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長　下野　六太

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長　横沢　高徳

政治改革に関する特別委員長　櫻井　充

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　福岡　資麿

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員長　古川　俊治

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長　松下　新平

消費者問題に関する特別委員長　松沢　成文

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員長　舟山　康江

**調査会長選任**

十月二十一日次のとおり調査会長を選任した。

国際問題に関する調査会長　鈴木　宗男

国民生活・経済に関する調査会長　野上浩太郎

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長　木戸口英司

**情報監視審査会会長選任**

十月二十一日次のとおり情報監視審査会会長を選任した。

情報監視審査会会長　宮沢　洋一

**会期の議決及び通知**

十月二十一日本院は、第二百十九回国会の会期を五十八日間と議決し、その旨衆議院及び内閣に通知した。

**通知書受領**

十月二十一日衆議院から、同院は第二百十九回国会の会期を五十八日間と議決した旨の通知書を受領した。

また、同日衆議院から、同院は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

また、同日衆議院議長から、国会は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名したことを奏上した旨の通知書を受領した。

**内閣総理大臣の指名及び通知**

十月二十一日本院は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名し、その旨衆議院に通知した。

**議案提出**

十月二十一日議員から次の議案が提出された。

所得税法の一部を改正する法律案（浜口誠外一名発議）（参第一号）

地方税法の一部を改正する法律案（浜口誠外一名発議）（参第二号）

**質問主意書提出**

十月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。

奨学金返還に係る負担軽減策に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一号）

痛くない乳がん検診に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二号）

物価高対策としてのエネルギー自給率向上及び産業基盤強化等の必要性に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第三号）

匿名・流動型犯罪グループに関する質問主意書（塩村あやか提出）（第四号）

地方公共団体による介護職員の直接採用に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第五号）

マンションの管理適正化に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第六号）

トランプ関税交渉におけるボーイング機大量購入に関する質問主意書（山本太郎提出）（第七号）

日本各地における再エネ開発への反対運動及び戦略的環境アセスメントの法制化に関する質問主意書（山本太郎提出）（第八号）

奨学金受給者の生活実態調査及び奨学金返還負担と少子化との関係に関する質問主意書（山本太郎提出）（第九号）

風水害等による被災住宅の応急修理費支給拡充等に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇号）

米価格高騰及び米の増産に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一一号）

医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第一二号）

大阪・関西万博の海外パビリオン建設工事代金未払企業を二〇二七年国際園芸博覧会の「ＧＸ　Ｈｏｕｓｅ　サプライヤー」に認定していることに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一三号）

麻薬取締部における捜査情報の漏えいに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一四号）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したポイント還元・付与事業が物価上昇につながる懸念に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一五号）

# 人事異動

## 法務省

（千葉地方検察庁検事）検事　栗田　旭
辞職を承認する（十月十七日）

## 叙位・叙勲

### ○叙位

従五位に叙する　北田　哲　清水　烈　宮地　時夫
従五位に叙する（各通）　小松　隆　齋藤　成俱　菅田　巖
西元　四男　堀部登志雄　宮内　信裕
正六位に叙する（各通）　織江　信　梶山　修　小岡　和正
白川　洋一　中野　榮　橋本　正美
従六位に叙する（各通）　大岩　芳郎　冨永　修　冨永　能登　平次
外山　仁美　倉田　三生
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上九月十五日）　山本　卓　野村　知治
従三位に叙する
正四位に叙する
正五位に叙する　井上正一郎　坂本　靖夫
相馬　紘夫　武田　丈藏　迫　一徳
従五位に叙する（各通）　阿部　隆　栗本　哲人　中野　和良
西　美典　室井　剛
正六位に叙する（各通）　安部　勇一　池内　芳久　大貫　善信
黒島　朝令　上月　昇　後藤　福敏
後藤　文彦　千葉　運治　中司　道明
日高　文雄　保多　輝男　山田　孝文
従六位に叙する（各通）　若林　英鋭　濱　圭男
伊藤　博之　榎木　正照　平岡　松嘉
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上九月十六日）　住　晃夫

従三位に叙する
（熊本大学名誉教授）
（九州大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）　工藤　正吉　國領　迪則
従五位に叙する（各通）　吉村　英三
正泉寺秀人
宮川　泰夫
川口　堅士
佐々木仲右衛門
正六位に叙する（各通）　佐藤　邦衛　増田　育夫
有馬　博文　石井　和廣　井料　政昌
金井　伸行　岸　良宣　木下　洵
木村　直昭　下川　正剛　外山　洋治
鳥島浩太郎　橋本　三郎　平岡　武
藤原　昭二　古家　和正
従六位に叙する（各通）　武藤　憲治
正七位に叙する　小坂田茂樹　坂本浩一郎
其田　紀夫　鳴川　哲昭
従七位に叙する（各通）（以上九月十七日）　野尻　英夫
従五位に叙する（九月十八日）　大野　治俊
従五位に叙する（九月二十一日）
### ○叙勲
深川　伸一
旭日単光章を授ける（九月十五日）　増田　育夫
齋藤　成俱
旭日双光章を授ける（九月十七日）　北田　哲
瑞宝小綬章を授ける　小松　隆
織江　信　橋本　正美
冨永　修　宮地　時夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　倉田　三生
白川　洋一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十五日）　榎木　正照
伊藤　博之　栗本　哲人
中司　道明　中野　和良　平岡　松嘉
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月十六日）

瑞宝双光章を授ける（各通）　木村　直昭　其田　紀夫　藤原　昭二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十七日）　坂本浩一郎　山中　正孝
野尻　英夫
瑞宝小綬章を授ける（九月十八日）
### ○叙勲
飯田　照男　小澤　秋夫　川野　昇
小林　一晃　菅原　清治　中谷　伸
平塚　種道　深木　健宏
旭日双光章を授ける（各通）　相澤　勲男　阿部　慶也　井　正吾
井坂　次男　石原　正壽　伊藤　貢
入野驍一郎　江頭　幹雄　小佐野弘士
川上　道正　川口　祥子　河村　穆
上妻　勝吉　古賀　戍　小寺　一男
小林　利明　小林　正義　坂井　徹也
坂井　久澄　迫間　武男　佐々木秀治
谷口　二郎　田端　久世　富田　祐次
成田　直人　西野　信治　野坂　為男
野田　勝義　原口　正男　半田　暢子
日比野　昇　平野　一夫　藤村直次郎
干場　清保　牧　勝　松尾　勉
水澤　博人　御手洗寿乃　三井　正二
森田　榮治　森本　雅寛
旭日単光章を授ける（各通）　青木　正次　飯田　勝　飯山　弘
岩田　典久　大城　孝敏　大槻　勲
荻原甚三郎　小熊　孝平　楠山　一彦
佐藤　恒雄　志村　忠　新川　和男
鈴木　健壽　高田　敏之　田上　光則
戸塚　厚生　永井　茂　濱口　幸也
平塚　國男　船山　禮保　緑川　佑介
門間　清吾　山本　兵治　吉野　知男
瑞宝小綬章を授ける（各通）　青木　孝一　赤尾　進　秋吉　敏雄
安心院光義　阿部　正孝
浅野　紅子　石井　歳一　石井　義之　石垣永太郎
有川　準一　石井　一伯　石川　義之　石原　啓次
池田　壽一　石井　功樹　石崎　旭　石塚　芳之　板垣　健
飯田　進　泉川　繁代　磯野　久治　伊藤　滿
井塚　通安　伊藤　泰男

稲波　進　井野　盛夫　井上　良胤
射場　義光　衣袋　忠雄　今井　厚
今村　豊嗣　今雪　純意　岩切　康明
岩崎　博之　岩田　政利　岩見　豊一
上田　眞藏　上野　武男　植野　俊昭
上野　治夫　上野山啓二　有我　亮介
牛田　博彦　内田多美男　梅津　俊英
浦田　久　蛯名　文美　大内　愛二
大川　勝由　大河内武久　太田　勝徳
太田　舛次　大塚　正義　大和田一宏
岡嵜　邦子　岡田　良治　岡橋　清二
岡本　功　遠賀　政臣　緒方　義昭
沖田　修　小熊　庸介　小車　睦男
尾迫　悟　織田　喜幹　落合　善造
尾畑　智勇　鏡石　昌　片岡　輝夫
加藤　謙治　加藤　忠男　加藤　近
金子　功　金児　猛夫　金田　昌二
加納　忠雄　鎌倉　啓典　上前田武久
上村　勲　河合　良之　川西　健治
川村　幸治　河本　三男　神田　孝子
岸　金壽　岸本　章三　北野　嘉輝
北畠　和子　木村　勝昭　木村　軍一
木村　巧　木村　允彦　久野　茂秀
日下　武志　倉野　英雄　倉橋　裕
栗田　實　車谷　忠雄　小出　見了
越田曽登代　小橋　一隆　小林　淳一
小林　克幸　駒谷不二男　小松　博
小峰　滋宣　小柳　忠男　五反田武夫
櫻井　俊男　笹川　皓　佐々木　淳
佐々木恒雄　笹田良三郎　佐藤　誠
佐藤　義信　佐藤　六郎　佐野　隆一
鮫島　富夫　澤田　榮治　志鷹　外彰
柴田　茂　菅原　邦雄　杉山　征男
須崎　昇　鈴木　誠司　鈴木　高尚
鈴木　利丈　鈴木　光雄　関根　剛
高塚　昌彦　高橋　達之　竹内　實
竹田　一則　武田　捷夫　武田　英之
武田　喜永　竹西　宗夫　竹本　君男
田島　弘　田添　昭治　多田　治周
多田　満之　田所　五雄　田中　伸道
田中　實　田邉　春作　田邊　守雄
田野井英一　溜　昭代　田森　勉
丹生　忠三　千田　茂男　茅根　弘一

# 官庁報告

## 官庁事項

### アマチュア局の保証実施者の代表者の変更について

アマチュア局の保証実施者である一般財団法人日本アマチュア無線振興協会から、代表者を変更した旨の通知があったので、次のように公示する。

令和七年十月二十三日

総務大臣　林　芳正

一　保証の業務を行う者の名称
　一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
二　保証の業務を行う者の代表者の氏名
　（変更前）三木　哲也
　（変更後）種村　一郎
三　変更年月日
　令和七年六月二十六日

### 登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上自衛隊第２術科学校
二　登録海技免許講習の種類
　（変更前）機関救命講習、消火講習
　機関英語講習
　（変更後）機関救命講習、消火講習
　機関英語講習、上級機関英語講習
三　変更年月日　令和七年十月三十一日

### 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年十月七日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年十月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

| 申請を行った者の名称 | 測量及び調査を行った者の名称 | 地図及び簿冊の名称 | 測量及び調査を行った地域 |
|---|---|---|---|
| 芳賀町長 | 芳賀町 | 赤坂地区　調査図及び調査簿 | 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井の一部（赤坂地区） |

### 瑞宝双光章を授ける（各通）

朝倉　二郎　　定本　重次
世古口　隆　　高松美千子　　和田ハツエ

### 瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月一日）

筒井　一雄　　鶴賀　孝三
寺門　正次　　寺田　明　　寺本　泰彦
遠山　晏晨　　渡慶次賢康　　所崎　蕃
利根川　均　　戸邊　茂雄　　豊田　和代
土井　博　　内藤　善秋　　仲里　好子
中澤　文武　　中西　光　　中前　賢保
中村　和　　中村　公茂　　永岡　吉次
永瀬　延夫　　西山　達也　　二宮　俊策
丹羽　好陽　　野村　和男　　萩原　達夫
萩原文美子　　長谷川四郎　　濱崎　茂良
林　鎭一　　原　求　　繁在家啓子
馬場　修一　　平形　秋男　　平田　豊和
平野　和善　　平林　圭治　　廣瀬　了
深澤　庄司　　福嶋　功朗　　藤井　諄二
藤野　彰　　藤巻　幹郎　　藤本　美男
二木　鐵夫　　降旗　秀明　　古矢日古夫
細川　守　　堀　邦二　　堀田　英雄
本間四男也　　牧元　寶治　　桝井　保明
枡澤　怜　　松村　武温　　松本　善次
松本　行夫　　松本　譲　　松本　吉彦
丸山　博　　三浦　功　　水野　松彦
見藤　毅　　御堂　文男　　宮城菊次郎
宮津　裕一　　虫明　啓子　　武藤　五生
武藤　守　　村上　智　　村上　茂
村上　博　　村田　昌史　　望月　秀夫
元盛　賢　　元吉　隆　　森　茂
森川　利一　　森下外紀弘　　森田　昌典
森中　正道　　森本　眞一　　森脇　弘
諸橋　孝　　柳谷　昌輝　　山川　俊雄
山口　博之　　山下　宏　　山田　賢治
山田　稔　　与儀　喜雄　　若林　和子
鷲尾　文行

# 公告

## 諸事項

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四国地方整備局土佐国道事務所 | 四国地方整備局長 | 一般国道５５号南国安芸道路工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿 | 高知県香南市野市町西野字カノ丸・ヨノ丸の一部 |
| 四国地方整備局徳島河川国道事務所 | 四国地方整備局長 | 一般国道３２号山城防災工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿 | 徳島県三好市山城町下川字ナガミの一部 |
| 道後観光ゴルフ株式会社 | 道後観光ゴルフ株式会社代表取締役 | 松山市下伊台町地区　不動産の維持管理に伴う境界確定測量事業　地籍図及び調査簿 | 愛媛県松山市下伊台町の一部 |
| 宮城県 | 宮城県知事 | 上沼地区　農業競争力強化基盤整備事業　確定図及び調査簿 | 宮城県栗原市志波姫南郷の一部 |
| 宮城県 | 宮城県知事 | 岩沼北部地区　農村地域復興再生基盤総合整備事業　確定図及び調査簿 | 宮城県岩沼市小川の一部、梶橋の一部、亀塚の一部、敷島の一部、長岡の一部、東谷地の一部、三色吉の一部、山桜の一部、大和の一部 |
| 宮城県 | 宮城県知事 | 沼田・八木地区　農業競争力強化基盤整備事業　確定図及び調査簿 | 宮城県栗原市若柳字川南の一部 |
| 宮城県 | 宮城県知事 | 千刈江地区　農業競争力強化基盤整備事業　確定図及び調査簿 | 宮城県大崎市古川新田の一部、古川塚目の一部、古川米倉の一部 |
| 独立行政法人都市再生機構 | 独立行政法人都市再生機構理事長 | 居住環境整備事業及び特定公共施設整備事業（九大箱崎南地区）地図及び調査簿 | 福岡県福岡市東区箱崎六丁目ほか |
| 江南市 | 江南市長 | 都市計画道路江南通線の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿 | 愛知県江南市古知野町本郷の一部、広見の一部 |
| 一木区自治会 | 一木区自治会代表者 | 大分市一木地区確定測量図及び調査簿 | 大分市大字一木地区の一部 |

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

**書面による計算報告**

**免責許可申立てに関する意見申述期間**

## 特別清算開始

**令和７年（ヒ）第２０７２号**
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＴＸ－Ｓ１号株式会社
代表清算人　小木曽文昭
１　決定年月日　令和７年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第２０７３号**
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＴＸ－Ｓ２号株式会社
代表清算人　小木曽文昭
１　決定年月日　令和７年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第３０３０号**
大阪市淀川区西中島４丁目２番８号
清算株式会社　グローバルスタイル株式会社
代表清算人　大津　和士
１　決定年月日　令和７年10月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（ヒ）第１０２号**
鹿児島市中央町18番地１
清算株式会社　株式会社南国リゾート
代表清算人　福寿　　健
１　決定年月日　令和７年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第２０３８号**
東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社正学社
１　決定年月日　令和７年10月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第１号**
和歌山県田辺市稲成町720番地の９
清算株式会社　株式会社エスティー
代表清算人　坂口　富茂
１　決定年月日　令和７年10月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。
第２　条項
１　別紙協定債権弁済表記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）について、その債務を全部免除する。
２　第１項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権弁済表記載の各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第１項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
和歌山地方裁判所田辺支部

## 更生手続における書面による決議に付する決定

**令和７年（ミ）第１号**
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
更生会社　株式会社ケンショウ
１　議決権の行使方法　書面投票
２　書面投票期間　令和７年10月８日から令和７年11月12日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　令和７年11月４日
令和７年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

## 事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

**令和７年（再）第２０号**
埼玉県狭山市上奥富36番地１
再生債務者　コーワ株式会社
決定の要旨　令和７年９月10日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和７年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（再）第２１号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野771番地６
再生債務者　オーシャンポリ株式会社
決定の要旨　令和７年９月10日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和７年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

## 小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 給与所得者等再生による再生手続開始 | |
| | | | 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告 |
| | | 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 | |
| | | 給与所得者等再生による再生計画認可 | |

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしましたので公告します（以下、「本合併」といいます）。

本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十八頁（号外第一七七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十二頁（号外第一七七号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　六十五頁（号外第一一二号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　六十頁（号外第一一二号）

（戊）https://www.ad-flex.com/

（己）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　六十七頁（号外第一一二号）

令和七年十月二十三日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（甲）株式会社ＮＪＭ２
代表取締役　野島　廣司

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　（乙）株式会社ＢＣＪ－５９
代表取締役　馬場　正臣

東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（丙）株式会社ストリートホールディングス
代表取締役　桑畑　治彦

東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（丁）株式会社トライステージ
代表取締役　桑畑　治彦

東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（戊）株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ
代表取締役　桑畑　治彦

福岡市中央区大名二丁目六番五〇号
（己）株式会社グランドビジョン
代表取締役　桑畑　治彦

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続して乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月二十二日
掲載頁　八十五頁（号外第一九〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　八十六頁（号外第一四一号）

令和七年十月二十三日
東京都文京区湯島三丁目三十九番十号
（甲）前田工繊産資株式会社
代表取締役社長　橘　明宏
東京都文京区湯島三丁目三十九番十号
（乙）日本テンサー株式会社
代表取締役社長　橘　明宏

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十三日
掲載頁　二頁

令和七年十月二十三日
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
（甲）株式会社サンメタル
代表取締役　山本　顕三
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
（乙）合同会社ＡＹＫ１２
代表社員　株式会社赤坂国際会計
職務執行者　山本　顕三

**合併公告**

左記企業組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両企業組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月二十三日
広島県三原市深町一〇四一番地一
（甲）三原食糧企業組合
代表理事　北迫　賢幸
広島県尾道市東尾道五番地四
（乙）尾道食糧企業組合
代表理事　粟村　文彦

**合併公告**

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十三日
沖縄県宮古島市平良字西里九七八番地二
（甲）医療法人ムサアザ会
理事長　池村　幸
沖縄県宮古島市平良字西里九七八番地二
（乙）医療法人カムラ会
理事長　池村　栄作

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道中川郡豊頃町二宮一五三一番一他における太陽光発電事業及び北海道河西郡更別村字更別北二線六七番二他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十三日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ブルーインフラ２０号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス２０号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内
（乙）ブルーインフラ１０号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス１０号一般社団法人
職務執行者　髙木　康行

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社倖成（住所徳島県小松島市田野町字赤石南一七五番地一）に対して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十三日
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄神木四六番地
有限会社孔明
代表取締役　岸　俊行

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十三日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　ＧＩＧ合同会社
代表社員　本多　将希

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、組織変更後の商号は株式会社木村屋ベーカリーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十三日
神奈川県川崎市幸区南加瀬三丁目三番四六号
合同会社木村屋ベーカリー
代表社員　金指　昭二

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月二十三日
神奈川県横浜市中区太田町六―八二
ｕｉｚｕｅｋｕ合同会社
代表社員　岡田　強

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十月二十三日
神奈川県海老名市中新田四丁目四番三―二〇六号
合同会社ＡＭＪＡＤ　ＡＬＩ
代表社員　アムジャド　アリ

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十三日
滋賀県大津市京町三丁目三番二六号
ＡｚｕＭａｒｕリアルエステート合同会社
代表社員　東　暢朗

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十三日
福岡県大牟田市千代町二―一
合同会社ＣＡＭＰＪＮＫＹ
代表社員　渡邊　直樹

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十三日

沖縄県中頭郡北谷町美浜三丁目四番地二

ベアーズコート美浜サンセットA四〇五

合同会社Ｌ．Ｏ．Ａｖａｃａｔｉｏｎ

代表社員　大城　卓矢

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億七千二百六十五万円減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月二十三日

東京都港区芝浦二丁目一五番四号

中野冷機株式会社

代表取締役社長　山木　功

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億千五万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十三日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

ニューオータニガーデンコート九階

株式会社ＴＫホールディングス

代表取締役　濱渦　孝明

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千八百四万千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月七日

掲載頁　七十九頁（号外第二二四号）

令和七年十月二十三日

岐阜県関市小屋名一一一〇番地

カイインダストリーズ株式会社

代表取締役　遠藤　宏治

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.synergy-marketing.co.jp/company/profile/ir/

令和七年十月二十三日

大阪市北区堂島一丁目六番二〇号

株式会社ジョブサーフ

代表取締役　川口　直哉

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十三日

宮崎市宮田町一一―三二―二〇一

有限会社ミヤコン

取締役　石黒　善久

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億四千六百万円、資本準備金の額を一億四千六百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　五十七頁（号外第九十四号）

令和七年十月二十三日

東京都中央区日本橋兜町八番一号

アドバイザーナビ株式会社

代表取締役　平　行秀

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億二千万円、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　二〇七頁（号外第五十五号）

令和七年十月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号神谷町プライムプレイス九階

ガイストリッヒファーマジャパン株式会社

代表取締役　ユルク・ロート

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を七千九百九十八万八千円、資本準備金の額を七千五百五十三万三百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　十頁

令和七年十月二十三日

熊本県八代市鏡町有佐一三〇二番地

株式会社Ｐｉｅｚｏ　Ｓｏｎｉｃ

代表取締役　多田　興平

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年十一月九日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十三日

東京都渋谷区神宮前二丁目二一番九号

ヒトトヒトホールディングス株式会社

代表取締役　松本　哲裕

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年十一月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十月二十三日

東京都港区西新橋一丁目一番一号

株式会社ヴァンガードスミス

代表取締役　田中　慶太

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番二号

株式会社エスワイ建築設計事務所

代表取締役　須江　正

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番二号

株式会社エスワイ建築設計事務所

代表取締役　須江　正

**定款変更につき通知公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

令和七年十月二十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番二号

株式会社エスワイ管財株式会社

代表取締役　飯塚　淳

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十三日

東京都中央区明石町三番二号

日本物産株式会社

代表取締役社長　守口　光徳

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十三日

静岡県三島市加茂川町一三番六号

株式会社三島中央自動車学校

代表取締役　曽我　順二

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十三日

神戸市中央区御幸通五丁目二番一五号

株式会社大同貿易公司

代表取締役　原　一雅

**限定責任信託終了の公告**

当限定責任信託は、令和七年十月二十日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和七年十月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

２０３４２ＴＬ０７０１２５０４２５オプションプール限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を十七億七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/12308/12308.html

令和七年十月二十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

旧九条山浄水場跡地活用特定目的会社

取締役　福永　隆明

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資一千七百七万口を消却して二千百十一万口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十一月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月二十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

旧九条山浄水場跡地活用特定目的会社

取締役　福永　隆明

**訂正公告**

令和七年十月十七日（号外第二三一号）掲載の富良野一般社団法人に係る第三期決算公告（枠組）中、住所「東京都中央区日本橋三丁目９番１号日本橋スクエア11階」とあるは「東京都中央区日本橋三丁目９番１号日本橋三丁目スクエア11階」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月二十三日

扱店

**取消公告**

令和七年八月二十二日掲載の左記会社に係る合併公告及び新設分割公告は取消します。

令和七年十月二十三日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

（甲）株式会社ＮＪＭ２

代表取締役　野島　廣司

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　（乙）株式会社ＢＣＪ－５９

代表取締役　馬場　正臣

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

（丙）株式会社ストリートホールディングス

代表取締役　桑畑　治彦

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

（丁）株式会社トライステージ

代表取締役　桑畑　治彦

東京都港区海岸一丁目二番二〇号

（戊）株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ

代表取締役　桑畑　治彦

福岡市中央区大名二丁目六番五〇号

（己）株式会社グランドビジョン

代表取締役　桑畑　治彦

**正　誤**

令和七年十月二十二日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 内閣総理大臣　高市　早苗 | |
| | | | 総務大臣　林　芳正 | |
| | | | 法務大臣　平口　洋 | |
| | | | 文部科学大臣　松本　洋平 | |
| | | | 厚生労働大臣　上野賢一郎 | |
| | | | 農林水産大臣　鈴木　憲和 | |
| | | | 経済産業大臣　赤澤　亮正 | |
| | | | 環境大臣　石原　宏高 | |
| | | | 防衛大臣　小泉進次郎 | |

令和七年六月十七日（号外第百三十三号）公布国土交通省令第六十八号（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三 | | （改正後欄終りから一七） | 大型特殊自動車 | 大型特殊自動車（農耕トラクタ |

二〇ページ上段一九行目の「第二十八号」は「第二十八号」の誤り。